

# 資 料 編

## 資料編 目次

- 資料 1 災害時対策会議の設置及び開催ルール
- 資料 2 衣浦港災害時対策会議規約
- 資料 3 衣浦港災害時対策会議の体制
- 資料 4 衣浦港災害時対策会議設置・運営手順（案）
- 資料 5 発災時の緊急連絡体制
- 資料 6 緊急連絡先一覧
- 資料 7 関係機関の立地図
- 資料 8 港湾・道路施設の概要図
- 資料 9 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地
- 資料 10 被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表
- 資料 11 発災時概略点検マニュアル
- 資料 12 港湾施設被害状況等整理表
- 資料 13 散乱物の除去方法等
- 資料 14 衣浦港 BCP 協議会推進体制
- 資料 15 衣浦港 BCP 協議会規約
- 資料 16 衣浦港 B C P 協議会 構成員一覧

## 災害時対策会議の設置及び開催ルール

### 災害時対策会議の設置基準（目安）

- ・津波 「大津波警報発表時」
- ・地震 「県内震度5強発生時」
- ・台風・高潮 「特別警報（暴風、高潮、波浪）発表時」
- ・その他、必要と認められる場合（重大事故発生時等）

### 災害時対策会議の開催時刻の確認

以下の手段により、会議開催有無及び開催時刻を確認する。

- ① 衣浦港務所から構成員に、メールにて開催時刻を伝達する。構成員からメールを受信した旨の返信がない場合には、FAX もしくは電話での伝達をする。
- ② 併せて、衣浦港務所は災害時対策会議を開催する場合は必ず「災害伝言板」と「災害伝言ダイヤル」、災害情報共有システムのトップページにある「衣浦港からのお知らせ」に情報を登録する。
- ③ 構成員は、上記①②の手段により開催時刻を確認する。

#### 「災害用伝言板（web171）」の活用

伝言板サイトにアクセス (<https://www.web171.jp>)  
キーとなる電話番号 0569-21-2454 を入力する  
情報画面が表示されます  
携帯電話からもネットにつながれば利用可能

#### 「災害用伝言ダイヤル」の活用

171-2-0569-21-2454 に電話をする  
「こちらは衣浦港務所です。災害対策会議を、○月○日午後○時に開催します。」  
と伝言が伝わります。携帯電話からは、会社により利用可能

#### 災害情報共有システムの URL

<https://aichi-kowansaigaijoho.jp/>  
インターネットブラウザを開き、アドレス・ユーザー名・パスワードを入力してください。  
※ユーザーID・パスワードは各社に配布しています。  
不明な場合は港務所にお問い合わせください。

### 連絡がつかない場合の開催時刻の判断

★上記の通信手段が利用できない場合は、以下の基準にて開催時刻を判断する。

津波：「大津波警報が発表された場合、津波注意報に引き下げもしくは警報解除後の5時間経過以降の午後1時」

地震：「県内震度5強が発生した場合、地震発生後5時間経過以降の午後1時」

台風・高潮：「特別警報（暴風、高潮、波浪）が発表された場合、注意報以下に引下げもしくは警報解除後の5時間経過以降の午後1時」

## 資料2 衣浦港災害時対策会議規約

### 衣浦港災害時対策会議規約

(名称)

#### 第1条

本会議は、「衣浦港災害時対策会議」(以下、「対策会議」という)と称する。

(目的)

#### 第2条

対策会議は、大規模災害時(重大事故発生時を含む)において、衣浦港の港湾機能の継続を図るため、関係者間で必要な情報の共有を図るとともに、応急復旧方針など各種対応に向けた調整を行うものとする。

(主な行動内容)

#### 第3条

- ① 港湾施設、道路施設等の被害状況や利用制限及び復旧に向けた対応にかかる情報の共有
- ② 応急措置・復旧方針に関する調整
- ③ 災害対策本部(県、市町)及び国の要請事項にかかる調整
- ④ 応急措置、復旧のための資材等の効率的な配分の調整
- ⑤ 復旧予定等の共有

(対策会議の設置と構成員)

#### 第4条

対策会議は、災害発生後、速やかに愛知県衣浦港務所に設置する。

- 2 対策会議の構成員は、別紙 構成員一覧によるものとする。  
なお、緊急時には速やかな調整・判断が求められるため、原則として各機関の現場実務に精通した者を出席させるものとする。
- 3 対策会議の招集は、愛知県衣浦港務所が行うものとする。
- 4 招集対象者は、状況に応じて構成員以外のものを含むこと又は一部の構成員を除くことができるものとする。

(会議の効果等)

#### 第5条

対策会議で合意した事項について、各機関は対応に努めるものとする。

2 対策会議の出席者が限定されていた場合の合意事項は、その会議の出席者において有効であるものとする。

3 緊急時等において、対策会議によらず採られた対応について、対策会議は否定するものではない。

(その他)

#### 第6条

対策会議の庶務は、愛知県衣浦港務所総務課が行うものとする。

2 この規約について疑義又は修正すべき事項が生じた場合は、必要に応じて関係者の合意のうえ、規約を変更することができるものとする。

#### 附則

この規約は、2015年(平成27年)2月23日から施行する。

資料3 衣浦港災害時対策会議の体制

表 「衣浦港災害時対策会議」メンバー

[敬称略]

	機 関 名	備 考	
港湾関係者	衣浦港運協会（半田港運株）	本社 武豊支店 三河支店	
	衣浦港運協会（愛知海運株）	半田支店 碧南支店	
	衣浦港運協会（日本通運株）		
	衣浦港船舶代理店会（半田港運株海務部）	※	外航船舶代理店
	衣浦ポートサービス株	※	
	伊勢三河湾水先区水先人会	※	
	衣浦港三河港船舶保安情報センター （株東洋信号通信社）	●	
建設業関係	協定に基づく支援業者	※	
港湾行政機関	海上保安庁 第四管区海上保安部 名古屋海上保安部 衣浦海上保安署		
	国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所 衣浦港事務所		
	財務省 名古屋税関 豊橋税関支署 衣浦出張所	※	
道路・鉄道 管理者	愛知県 知多建設事務所	※	
	愛知県 知立建設事務所	※	
	愛知県道路公社	※	
	衣浦臨海鉄道株	※	
港湾管理者 （事務局）	愛知県 衣浦港務所		

(注記)

- ・会議場所は、愛知県衣浦港務所とする。また、WEB会議も併用開催する。
- ・●印の株東洋信号通信社は、豊橋市に事務所があるため、対策会議には出席しないこととし、連絡により情報を共有することとする。
- ・※印の機関については、発災時に必ず招集するものではないが、情報の提供や共有など必要に応じて協力を仰ぐものとする。

## 資料4 衣浦港災害時対策会議設置・運営手順（案）

### 衣浦港災害時対策会議設置・運営手順（案）

#### 1. 目的

本手順書は、災害時対策会議を設置・運営するための手順や留意事項について、主に事務局（港務所）の視点から取りまとめたものである。なお、この内容は2016年（平成28年）のBCP訓練を基に作成したものであり、今後マニュアル化を検討する。

#### 2. 衣浦港災害時対策会議の設置基準及び参集体制

衣浦港BCP「災害時対策会議の設置及び開催ルール」に従い、設置及び関係者に対する開催連絡を行う。

#### 3. 災害時対策会議の設置場所

設置場所：衣浦港務所3階大会議室

代替場所：未定

#### 4. 災害時対策会議の運営体制

衣浦港務所は、災害時対策会議の議長、進行役、庶務担当等の体制について予め定めておく。

#### 5. 災害時対策会議の議事及び進行方法

災害後3日程度及び災害後1週間程度で取り扱うべき議事と進行方法を記載する。

##### 5.1 災害時対策会議（災害後3日程度の段階）

###### (1) 目標

応急復旧優先順位の決定

###### (2) 議事及び進行手順

###### 【第1回 災害時対策会議】

議事	進行手順、留意点	事前準備
1. 開会	・開会を宣言する（港務所）	
2. 被害状況報告 ・港湾及び道路施設の被害状況 ・航路啓開及び道路啓開の状況	・港湾管理者及び関係機関にて把握している被害概要や点検結果を、図面・表を用いて共有する  ・港長及び港湾管理者は、詳細な被害内容（点検結果）ではなく、被害の全体像や再開の目途の説明に努めること ※判明している事実関係の報告に努める	・被害整理結果（図・表） ※配布物もあると良い ・関係機関（行政）の対応状況の確認
3. 使用制限	・港長及び港湾管理者から、現時点の使用制限を伝える ※判明している事実関係の報告に努める	・保安署との状況確認
4. 応急復旧の最優先順位の確認	・被害の概況を踏まえ、BCPに即した最優先順位の考え方を説明する。 ※衣浦港BCP災害時対応共通編4.「復旧目標・復旧優先順位」による	・耐震強化岸壁の状況確認
5. 閉会	・閉会を宣言する	

【第2回目以降 災害時対策会議】

議事	進行手順、留意点	事前準備
1. 開会	・開会を宣言する（港務所）	
2. 応急復旧の優先順位の決定	・応急復旧の着目点を説明し、利用者調整を図り、優先順位を決定する ※衣浦港 BCP 災害時対応共通編4.「復旧目標・復旧優先順位」による	
3. その他 ・がれき置き場 ・緊急物資輸送の受け入れ	・がれき置き場に関する調整事項があれば伝える ・緊急物資受け入れに関連した調整事項があれば調整を行う	・関係機関に問い合わせ対応状況を確認する
4. 閉会	・閉会を宣言する	

5.2 災害時対策会議（災害後7日程度の段階）

(1) 目標

応急工程の確認と調整（応急復旧の作業範囲、作業分担、作業時期）

(2) 議事及び進行手順

議事	進行手順、留意点	事前準備
1. 開会	・開会を宣言する（港務所）	
2. 被害状況報告 ・港湾及び道路施設の被害状況 ・航路啓開及び道路啓開の状況	・前回からの更新情報を中心に伝える ※判明している事実関係の報告に努める	・被害整理結果（図・表） ※配布物もあると良い ・関係機関（行政）の対応状況の確認
3. 使用制限	・港湾管理者及び港長から、現時点の使用制限を伝える ※判明している事実関係の報告に努める	・保安署との状況確認
4. 応急復旧工程	・応急復旧工程を説明する ・港湾利用者等から、質問や要望があるか意見を伺う	・応急復旧工程表
5. その他 ・がれき置き場 ・緊急物資輸送の受け入れ	・がれき置き場に関する調整事項があれば伝える ・緊急物資受け入れに関連した調整事項があれば調整を行う	・関係機関に問い合わせ対応状況を確認する
6. 閉会	・閉会を宣言する	

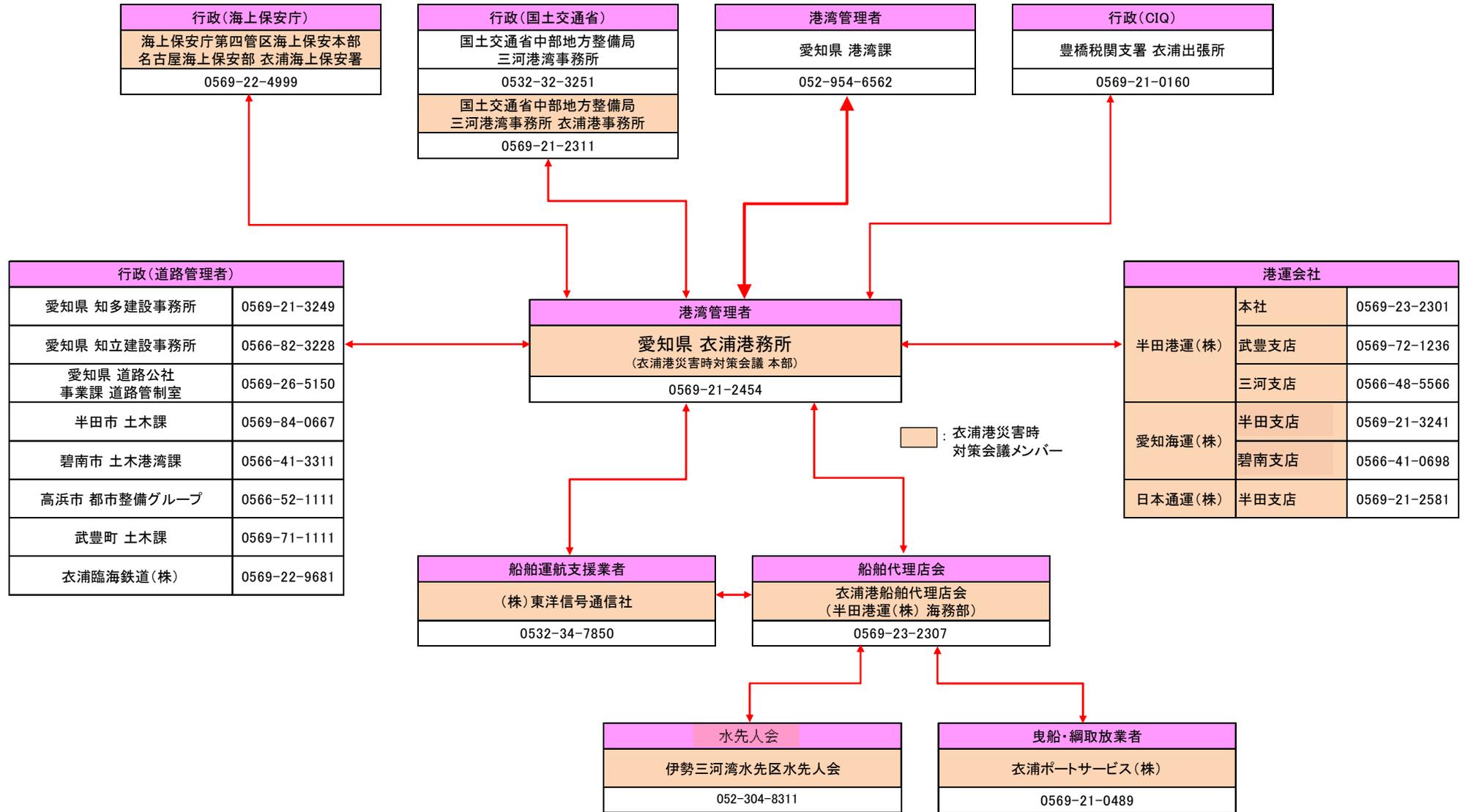
5.3 以降の開催要領

適宜開催し早期物流再開に向けた調整を行う。

6. 備品一覧

災害時対策会議に必要な備品について定める。（衣浦港全体図、ふ頭利用計画等）

# 資料5 発災時の緊急連絡体制



資料6 緊急連絡先一覧

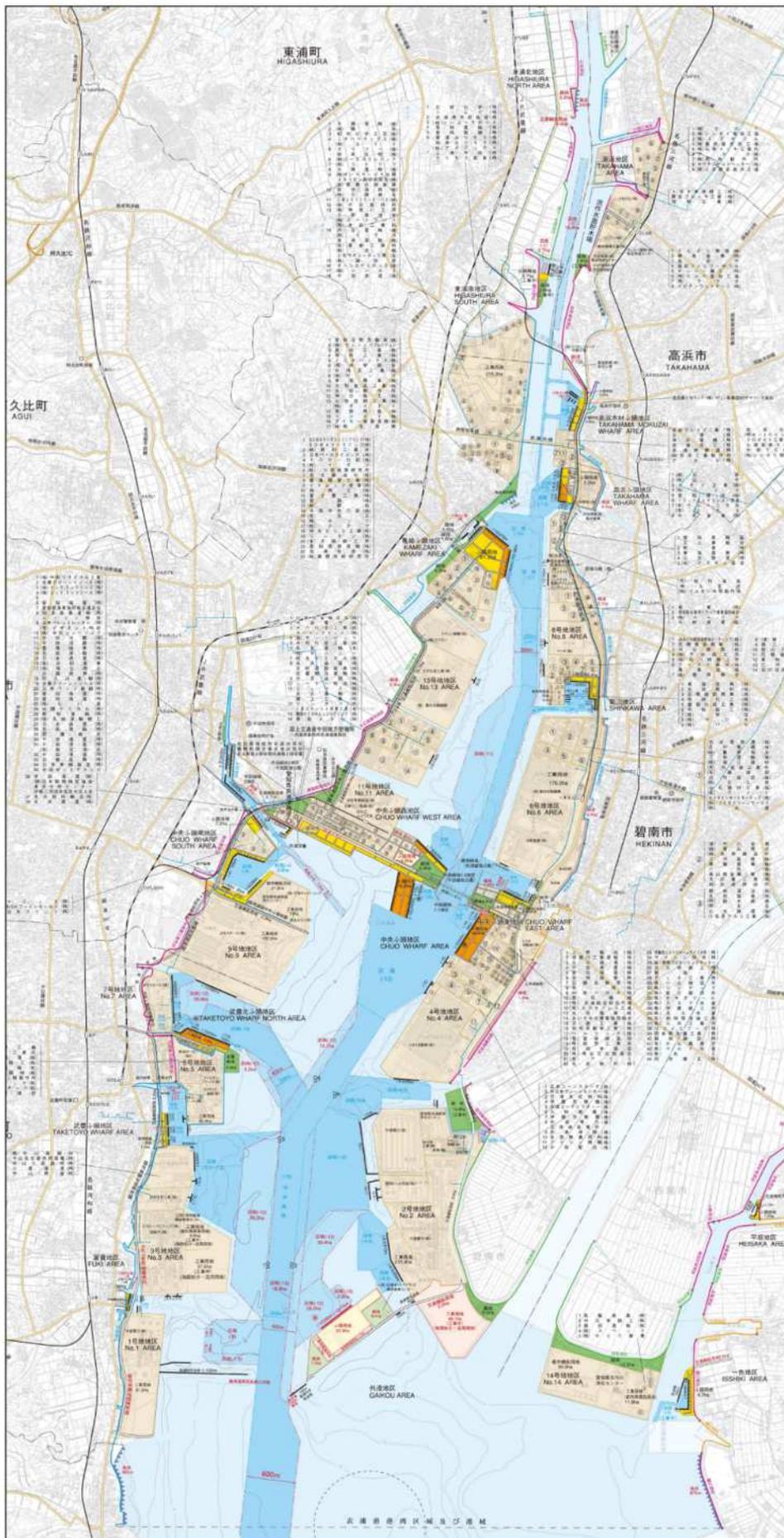
		組織名	TEL	FAX	住所	e-mail	衛星携帯電話	保有する無線	国際 VHF	
衣浦港災害時対策会議 本部		愛知県 衣浦港務所	総務課 港営担当	0569-21-2454	0569-21-2459	半田市十一号地 1-1	〇〇〇〇	-	行政無線 MCA無線	-
		愛知県 港湾課	管理担当	052-954-6562	052-953-1793	名古屋市中区三の丸3丁目1-2	〇〇〇〇	-	行政無線	-
行政	国土交通省	国土交通省中部地方整備局 三河港湾事務所		0532-32-3251	0532-32-5049	豊橋市神野埠頭町1-1	〇〇〇〇	090-9028-0104 (ワイドスター)	-	-
		国土交通省中部地方整備局 三河港湾事務所衣浦港事務所	航路管理課	0569-21-2311	0569-21-2312	半田市十一号地 1-2	〇〇〇〇	090-3023-8176	①MCA無線(414)	-
	海上保安庁	海上保安庁第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部衣浦海上保安署		0569-22-4999	0569-25-5207	半田市十一号地 2	〇〇〇〇	8816-234-31089	-	-
	C I Q	豊橋税関支署衣浦出張所		0569-21-0160	0569-21-9029	半田市十一号地 2	〇〇〇〇	090-9025-2172 (ワイドスター)	-	-
	道路	愛知県 知多建設事務所	維持管理課	0569-21-3249	0569-21-3232	半田市瑞穂町2丁目2-1	〇〇〇〇	-	VHF CH5 (158.35MHz)	CH16 (呼出専用) CH12 (交信用：巡視艇のみ)
		愛知県 知立建設事務所	維持管理課	0566-82-3228	0566-82-3226	知立市上重原町蔵福寺124番地	〇〇〇〇	-	-	-
		愛知県 道路公社	事業課 道路管制室	0569-26-5150	0569-26-5154	半田市彦洲町3丁目100番地	〇〇〇〇	-	行政無線	-
		愛知道路コンセッション(株)	道路運用部	0569-21-2721	0569-21-2712	半田市彦洲町3丁目100番地	〇〇〇〇	-	行政無線	-
		半田市	土木課	0569-84-0667	0569-23-6061	半田市東洋町2丁目1番地	〇〇〇〇	-	行政無線	-
		碧南市	土木港湾課	0566-41-3311	0566-46-9456	碧南市松本町28	〇〇〇〇	080-1623-6002 (ワイドスター)	-	-
		高浜市	土木グループ	0566-52-1111	0566-52-1110	高浜市青木町4丁目1番地2	〇〇〇〇	-	行政無線	-
	武豊町	土木課	0569-72-1111	0569-73-0001	知多郡武豊町字長尾山2番地	〇〇〇〇	-	行政無線	-	
	衣浦臨海鉄道(株)		0569-22-9681	0569-23-4100	半田市十一号地 19番地の2	〇〇〇〇	-	行政無線	-	
港運業者	衣浦港運協会	半田港運(株)	本社	0569-23-2301	0569-23-4030	半田市十一号地 1番4	〇〇〇〇	-	行政無線	-
			武豊支店	0569-72-1236	0569-72-2131	知多郡武豊町1号地3-8	〇〇〇〇	-	-	-
			三河支店	0566-48-5566	0566-48-5568	碧南市港本町1番11	〇〇〇〇	-	-	-
		愛知海運(株)	半田支店	0569-21-3241	0569-21-4752	半田市十一号地 18番17	〇〇〇〇	-	-	-
			碧南支店	0566-41-0698	0566-41-2705	碧南市港本町1番10	〇〇〇〇	-	-	-
		日本通運(株)	半田支店	0569-21-2581	0569-22-8511	半田市十一号地 18-8	〇〇〇〇	-	-	-
船舶代理店会	衣浦港船舶代理店会	半田港運(株)	海務部	0569-23-2307	0569-22-0068	半田市十一号地 1番4	〇〇〇〇	-	-	
船舶航行支援業者		㈱東洋信号通信社	三河港グループ	0532-34-7850	0532-34-7860	豊橋市神野西町1-8	〇〇〇〇	-	MCA無線	CH16/CH11/CH12
水先案内人		伊勢三河湾水先区水先人会	合同事務所 (半田)	052-304-8311	052-304-8312	名古屋港区入船二丁目4番6号 名港ビルディング17階	〇〇〇〇	-	-	水先艇のみ
曳船・綱取放業者		衣浦ポートサービス(株)		0569-21-0489	0569-21-3553	半田市十一号地 1番5	〇〇〇〇	-	-	CH16/CH11

資料7 関係機関の立地図



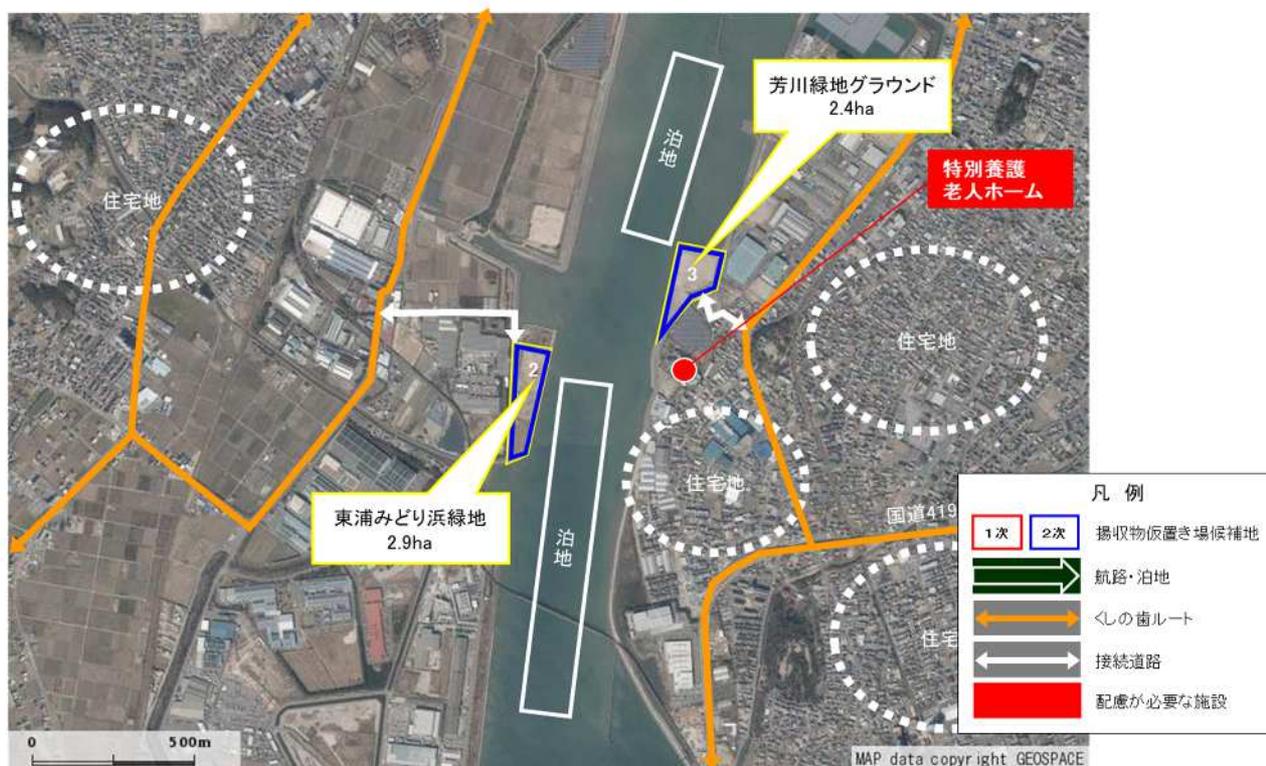
# 資料8 港湾・道路施設の概要図

※最新の要覧を確認すること



資料9 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地

(1) 北部地区



選定要件等			選定の考え方など	1	2	3
事前 整理 事項	所有者		土地の所有者は誰か？	愛知県	愛知県	愛知県
	土地の 現況	面積	広さは十分であるか？	0.3ha	2.9ha	2.4ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	芝地など	芝地など	芝地など
	利用 状況	利用者	民間企業ではないか？	なし	市民、東浦みどり浜緑地	市民、芳川緑地グラウンド
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	なし	多目的広場	野球場
	アクセス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近いか？	公共物揚場 (-0.5m) 125m	なし	なし
		接続道路	接続道路はどれか？	臨港道路～知立東浦線～ 国道 366 号	国道 366 号	県道 50 号
	環境影響		周辺に住宅等が立地していないか？	周辺に住宅地なし	周辺に住宅地なし	周辺に住宅地なし
その他配慮事項		上記以外で港湾管理者として配慮が必要な事項があれば記載			周辺に特別養護老人ホーム有り	
備考		仮置場の分類	一次仮置き場	二次仮置き場	二次仮置き場	
発災後 確認 事項	被災 状況	候補地	発災後、被災状況を確認し、記入			
		最寄り岸壁	○使用可能 ▲応急復旧により一部使用可能 ×使用不可			
		接続道路	上記を踏まえ、評価する			
評価			◎優先的に選定 ○選定可能 －選定外			

(2) 中部地区



図：中部地区①



図：中部地区②

選定要件等		選定の考え方など	4	5	6	
事前 整理 事項	所有者	土地の所有者は誰か？	愛知県	愛知県	愛知県	
	土地の 現況	面積	広さは十分であるか？	4.4ha	1.0ha	0.3ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	芝地など	コンクリート舗装	アスファルト舗装、 一部未舗装
	利用 状況	利用者	民間企業ではないか？	市民、亀崎海浜緑地	市民、物揚場利用者	豊栄商会、物揚場利用者
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	多目的広場	岸壁	ふ頭用地、貨物有（不 明）
	アクセス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近いか？	公共物揚場 (-1m) 50m	公共物揚場 (-2m) 230m	公共物揚場 (-3m) 240m
		接続道路	接続道路はどれか？	国道 247 号	臨港道路～国道 247 号	国道 247 号
	環境影響		周辺に住宅等が立地していないか？	周辺に住宅地有り	周辺に住宅地有り	周辺に住宅地有り
その他配慮事項		上記以外で港湾管理者として配慮が 必要な事項があれば記載				
備考		仮置場の分類	二次仮置き場	二次仮置き場	一次仮置き場	
発災後 確認 事項	被災 状況	候補地	発災後、被災状況を確認し、記入  ○使用可能 ▲応急復旧により一部使用可能 ×使用不可			
		最寄り岸壁				
		接続道路				
評 価		上記を踏まえ、評価する  ◎優先的に選定 ○選定可能 －選定外				

選定要件等		選定の考え方など	7	8	9	
事前 整理 事項	所有者	土地の所有者は誰か？	愛知県	愛知県	愛知県	
	土地の 現況	面積	広さは十分であるか？	1.2ha	1.3ha	1.9ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	コンクリート、 アスファルト舗装	コンクリート舗装、 芝地など	コンクリート舗装、 芝地など
	利用 状況	利用者	民間企業ではないか？	豊栄商会、 物揚場利用者	運送事業者、 物揚場利用者	岸壁利用者
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	物揚場	トラック有、 貨物（砂砂利他）有	ふ頭用地、 貨物有（不明）
	アクセス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近いか？	公共物揚場 (-3m) 240m	公共物揚場 (-4m) 705m	公共岸壁 (-7.5m) 520m
		接続道路	接続道路はどれか？	国道 247 号	県道 52 号	県道 265 号～県道 52 号
環境影響		周辺に住宅等が立地していないか？	周辺に住宅地有り	周辺に住宅地なし	周辺に住宅地なし	
発災後 確認 事項	その他配慮事項		上記以外で港湾管理者として配慮が 必要な事項があれば記載			
	備考	候補地	仮置場の分類 発災後、被災状況を確認し、記入	一次仮置き場	一次仮置き場	一次仮置き場
		被災 状況	最寄り岸壁	○使用可能		
		接続道路	▲応急復旧により一部使用可能 ×使用不可			
評価	上記を踏まえ、評価する ◎優先的に選定 ○選定可能 －選定外					

選定要件等		選定の考え方など	10	11	12	
事前 整理 事項	所有者	土地の所有者は誰か？	愛知県	愛知県	愛知県	
	土地の 現況	面積	広さは十分であるか？	2.6ha	2.9ha	1.1ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	コンクリート、 アスファルト舗装	芝地など	芝地など
	利用 状況	利用者	民間企業ではないか？	新ケミカル商事	市民、みなと公園臨海グ ラウンド	市民、みなと公園
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	貨物有（木材、金属チッ プ他）	野球場	多目的広場
	アクセス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近いか？	公共岸壁 (-5.5m) 630m	公共物揚場 (-3m) 380m	公共物揚場 (-3m) 380m
		接続道路	接続道路はどれか？	臨港道路～県道 265 号～ 国道 247 号	県道 265 号～県道 52 号	県道 265 号～県道 52 号
	環境影響		周辺に住宅等が立地していないか？	周辺に住宅地なし	周辺に住宅地有り	周辺に住宅地有り
	その他配慮事項		上記以外で港湾管理者として配慮が 必要な事項があれば記載			
	発災後 確認 事項	備考	仮置場の分類	一次仮置き場	二次仮置き場	二次仮置き場
被災 状況		候補地	発災後、被災状況を確認し、記入			
		最寄り岸壁	○使用可能 ▲応急復旧により一部使用可能 ×使用不可			
評価		上記を踏まえ、評価する ◎優先的に選定 ○選定可能 －選定外				

選定要件等		選定の考え方など	13	14	
事前 整理 事項	所有者	土地の所有者は誰か？	愛知県	愛知県	
	土地の 現況	面積	広さは十分であるか？	6.4ha	4.0ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	芝地など	芝地など
	利用 状況	利用者	民間企業ではないか？	市民、半田緑地公園	市民、碧南緑地
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	多目的広場	多目的広場
	アクセス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近いか？	公共岸壁 (-7.5m) 520m	公共岸壁 (-5.5m) 630m
		接続道路	接続道路はどれか？	県道 265 号～県道 52 号	県道 265 号～国道 247 号
	環境影響 その他配慮事項		周辺に住宅等が立地していないか？ 上記以外で港湾管理者として配慮が 必要な事項があれば記載	周辺に住宅地なし	周辺に住宅地なし
	備考		仮置場の分類	二次仮置き場	二次仮置き場
発災後 確認 事項	被災 状況	候補地	発災後、被災状況を確認し、記入		
		最寄り岸壁	○使用可能 ▲応急復旧により一部使用可能 ×使用不可		
		接続道路			
評 価		上記を踏まえ、評価する ◎優先的に選定 ○選定可能 －選定外			

(3) 南部地区



図：南部地区①



図：南部地区②

選定要件等		選定の考え方など	15	16	17	
事前 整理 事項	所有者	土地の所有者は誰か？	愛知県	愛知県	愛知県	
	土地の 現況	面積	広さは十分であるか？	4.0ha	14.6ha	5.4ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	芝地など	芝地など	コンクリート、 アスファルト舗装、 未舗装
	利用 状況	利用者	民間企業ではないか？	市民、武豊緑地	市民、2号地 多目的グラ ウンド	物揚場利用者
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	多目的広場、 グラウンド	多目的広場、 グラウンド	ふ頭用地
	アクセス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近いか？	公共岸壁 (-12m) 370m	なし	公共物揚場 (-3) 440m
		接続道路	接続道路はどれか？	臨港道路～国道 247 号	産業道路～国道 247 号	堤防管理用道路～国道 247 号
環境影響		周辺に住宅等が立地していないか？	周辺に住宅地なし	周辺に住宅地なし	周辺に住宅地なし	
その他配慮事項		上記以外で港湾管理者として配慮が 必要な事項があれば記載		周囲に児童養護施設有り		
発災後 確認 事項	備考	仮置場の分類	二次仮置き場	二次仮置き場	一次仮置き場	
	被災 状況	候補地	発災後、被災状況を確認し、記入			
		最寄り岸壁	○使用可能 ▲応急復旧により一部使用可能 ×使用不可			
評価	接続道路	上記を踏まえ、評価する				
		◎優先的に選定 ○選定可能 －選定外				

資料10 被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表

表 被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表

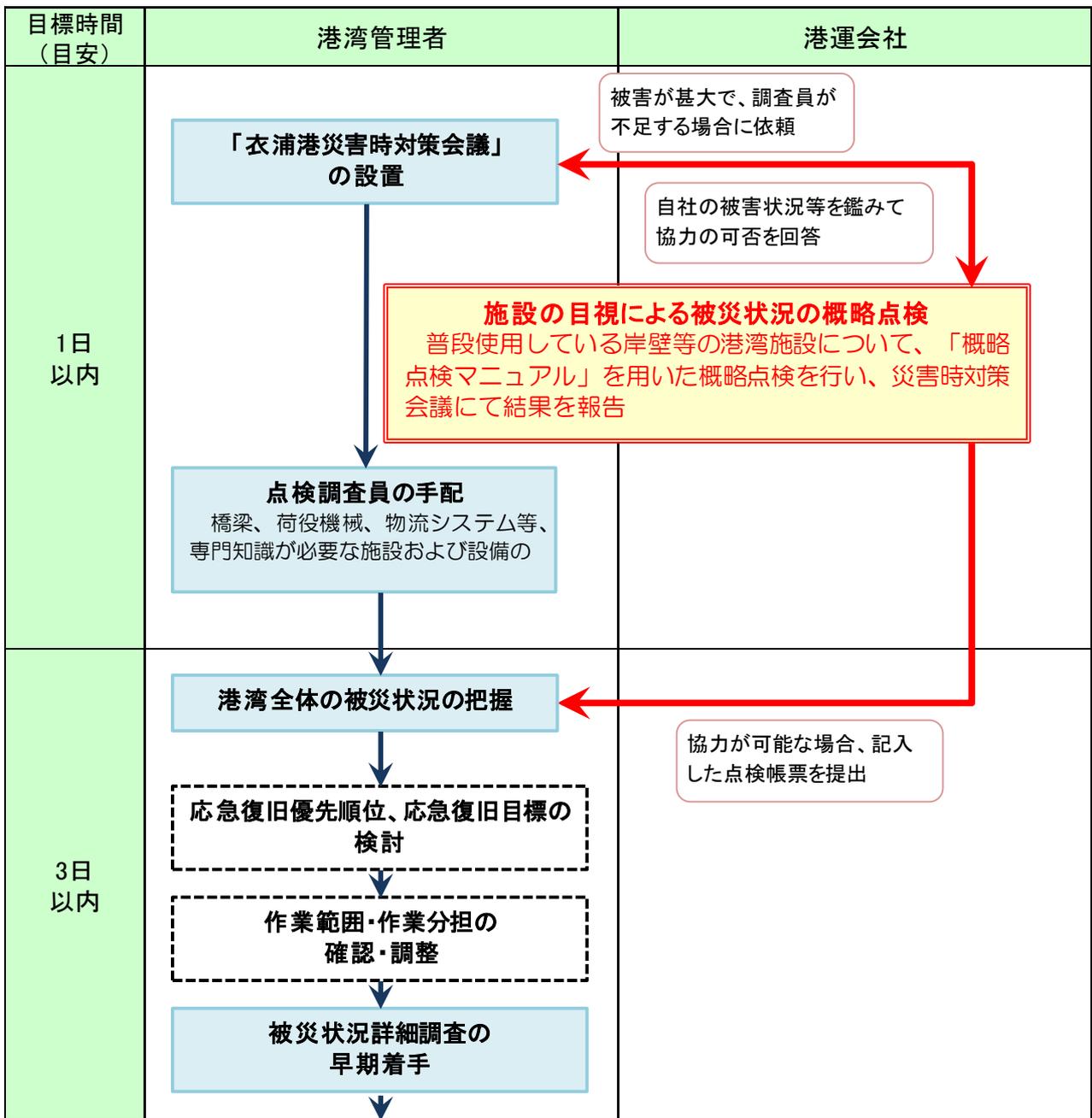
締結主体	名称	締結団体	主な内容	対象施設	実施の制限	
港務所 愛知県知多建設事務所 愛知県知立建設事務所	災害時における公共土木施設の緊急対応業務に係る協定 (防災協定)	民間業者	巡視点検 応急復旧工事	点検:緊急輸送施設 (耐震強化岸壁及びその前面泊地等、 緊急輸送道路に指定されている臨港道路) 応急復旧工事:全施設	地震時の巡視は津波注意報等 が解除され安全が確認された後	
	異常気象時における橋梁緊急点検等に関する協定	(一社)建設コンサルタンツ協会 中部支部	点検	緊急輸送道路に架かる15m以上の橋梁、跨線橋・跨道橋 その他特に必要と認める橋梁	愛知県の管理する橋梁	
	愛知県建設部が管理する橋梁の 緊急的な応急対策の支援に関する協定書	(一社)フレストレスト・コンクリート 建設業協会中部支部 (一社)日本橋梁建設協会	建設資機材等の確保 応急復旧工事 被害状況の点検・調査			
	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の 緊急的な応急対策等の支援に関する協定書	(社)愛知県測量設計業協会	測量、設計、調査	全施設		
	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の 緊急的な応急対策等の支援に関する協定書	(社)全国地質業協会連合会 中部地質調査協会愛知県支部 愛知県地質調査業協会	点検、調査、設計	全施設		
	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の 緊急的な災害対策支援に関する協定書	(一社)愛知県建設業協会 (社)愛知県土木研究会 (社)日本建設業連合会中部支部	復旧工事	全施設		
道路公社	災害時における公共土木施設の緊急対応業務に係る協定 (防災協定)	民間業者(地元建設業者)	巡視点検 災害応急工事	公社が管理する有料道路施設	地震時の巡視は大津波警報が解除され、 安全が確認された後	
	異常気象時における橋梁緊急点検等に関する協定	(社)建設コンサルタンツ協会 中部支部	被災調査 通行可否に関する助言 応急復旧対策等に関する助言等	緊急輸送道路の橋梁及びトンネル、跨線橋及び跨道橋 その他公社が必要と認める橋梁及びトンネル	地震時の調査は大津波警報が解除され、 安全が確認された後	
中部地方整備局	災害時又は事故発生時における中部地方整備局所管施設 (港湾空港関係に限る)の緊急的な応急対策業務に関する協定書	(社)日本埋立浚渫協会 中部支部 (社)日本海上起重技術協会 中部支部 中部港湾空港建設協会連合会		国有港湾施設及び直轄施行の海岸保全施設		
	災害時における中部地方整備局所管施設の 緊急的な応急対策業務に関する協定書	(一社)海洋調査協会会長				
	災害時における中部地方整備局所管施設の 緊急的な応急対策業務に関する協定書	(社)日本潜水協会会長				
	災害時における中部地方整備局所管施設の 緊急的な応急対策業務に関する協定書	(一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長				
	災害時における伊勢湾浮体式係留施設の 緊急出動業務に関する協定書	(社)日本埋立浚渫協会 中部支部				
	防災エキスパート活用に関する協定書	NPO法人中部みなと防災ネット理事長				
	港湾におけるTEC-FORCEと連携した水中中部潜水調査に関する協定	(社)日本潜水協会会長				
半田市	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会の正会員(うち愛知県支部に所属) 三河山間地域水道整備促進連盟所属のもの	上水道の応急復旧作業等	上水道施設		
	災害時における応急対策の協力に関する協定	半田市水道指定工事店協同組合	上下水道施設の応急対策	上下水道施設		
	災害時の応急対策の協力に関する基本協定	愛知県公共囃託登記士地家屋調査士協会	公共施設等の被災状況調査 筆界点情報の収集、復元	公共施設等		
	大規模災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定	半田建設防災協会	応急復旧工事 応急対策工事	公共施設等		
	災害時における公共土木施設の緊急対応業務に関する協定	市内建設業者(16社)	被災状況の調査 応急対策業務	公共土木施設		
武豊町	災害時における緊急協力に関する協定書	民間業者	災害予防活動 緊急災害復旧活動	災害時に町の要請する施設	町の要請にもとづく	
	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	愛知県公共囃託登記士地家屋調査士協会	被災状況の調査 応急対策業務	公共施設等	町の要請に基づく	
高浜市	災害時における復旧工事等の協力に関する協定書	市内民間業者(14社)	復旧工事	水道・電気を含む全施設		
碧南市	災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書	碧南市災害復旧協議会	復旧工事	全施設		
	災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書	碧南市上下水道工事店協同組合	復旧工事	全施設		
	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	愛知県公共囃託登記士地家屋調査士会	応急対策業務	全施設		

資料11 発災時概略点検マニュアル

本マニュアルで点検する内容は、あくまで「被災状況の把握」を目的としたものであり、詳細な復旧工法の最終決定や工事数量の算定に用いるものではなく、最終的な詳細復旧方針は、専門家による詳細調査の後に決定されるものとする。

また、現段階では本マニュアルは暫定版である。今後、実効性を高めるべく、実地訓練等を通じて関係者間で継続協議を行い、順次更新していくものとする。

■点検依頼から報告までの流れ



## ■点検時の留意事項

**※危険と判断される場合は、点検に行かず、「危険」と報告して下さい※**

**【現地に持参するもの】**

- ・メジャー（コンベックス）、チョーク、デジタルカメラ
- ・本点検マニュアル（帳票付）

**【点検時の留意事項】**

- ・必ずヘルメット、ライフジャケット、動きやすい靴を着用して下さい。
- ・その他必要に応じて、防寒着、軍手等
- ・複数名（2名以上）で行動して下さい。

※上記備品は、普段から事務所に常備しておく必要があります。

## ■着眼点及び記述内容

施設	着目点および記述内容
岸壁本体	船舶の着岸、荷役が安全にできそうか
エプロン	不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等
荷捌き地	不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等
荷役機械	稼働できそうか、エンジンは作動するか
前面泊地	浮遊物の散乱状況、水没物の可能性、油の流出状況
その他	背後道路の瓦礫の散乱状況、 SOLAS フェンス、電気設備等の状況

# 発災時概略点検帳票

## 【発災時概略点検帳票】

※目視により、被災状況の概要を記載する

◎：被害は見られない。 ○：使用できそう、または早期に修復できそう。 ×：被害が甚大で短期間では修復できなさそう。（直感で良い）

施設名		地区	
		（例：中央ふ頭西地区 5号岸壁）	
確認日時		月 日 時 分(頃)	
点検者名		（連絡先）	
施設	被災状況(判定)		備考
	(◎ or○ or ×)		（被災状況：被災内容をできるだけ具体的に記載）
岸壁本体			着目点：船舶の着岸、荷役が安全にできそうか。
ヤードの 不陸・段差	エプロン		着目点：不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等
	荷捌地		着目点：不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等
記入例（岸壁）	本体	○	大きな損傷は見られない。 岸壁法線の凹凸は20cm程度で船舶は安全に着岸できそうである。
記入例 (ヤードの不陸・段差)	荷捌き地	×	延長100mに渡って50cm程度の段差が生じている。 このままでは荷捌きは出来ない。
			写真番号

## 【発災時概略点検帳票】

施設		被災状況（判定）	備 考	写真番号
		（◎ or○ or ×）	（被災状況：被災内容をできるだけ具体的に記載）	
荷役機械	グラブバケット ホッパー ベルトコンベア その他クレーン ( ) ※該当機械に○		着目点：稼働できそうか。エンジンは作動するか。	
	自動車 船舶 木材 コンテナ その他瓦礫 ( ) ※浮遊物に○		着目点：浮遊物の散乱状況、水没物の可能性、油の流出	
その他	( ) ※早期荷役作業の再開に対する課題点など、気づいた点		着目点：背後道路の瓦礫の散乱状況や、SOLASフェンス、電気設備等	
記入例 (荷役機械)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">グラブバケット</div>	○	エンジンが作動しない(浸水によるものと思われる)。ただし、大きな損傷は見られない。	—
記入例 (前面泊地)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">木材</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">コンテナ</div>	×	コンテナや木材が泊地全面に多数浮遊。船舶は入れない。水没物も多数あるものと想定される。	参考写真④

写真貼付シート

## 参考写真



参考写真① 岸壁法線の凹凸 (ブロック間のズレ)



参考写真③ 岸壁法線の凹凸、ヤードの段差



参考写真② 荷捌き地の段差



参考写真④ 岸壁前面の漂流物

※上記写真は、(独)港湾空港技術研究所の東日本大震災における災害調査報告資料などから抜粋したものである。

港湾施設被害状況等整理表

平成 年 月 日時点 (Vol. )

ふ頭	岸壁	構造形式	規模			被害状況				利用者要望等	復旧優先度
			水深 (m)	数量 (片-ス)	延長 (m)	航路・泊地	岸壁	背後ヤード	臨港道路 内陸道路		
亀崎ふ頭	亀崎1号	矢板式	-10.0	2	370						
	亀崎2号	矢板式	-10.0	1	185						
	亀崎3号	矢板式	-11.0	1	190						
高浜ふ頭	高浜2号	矢板式	-7.5	1	130						
中央ふ頭西	西2号	矢板式	-7.5	4	520						
	西3号 【耐震】	棧橋式	-10.0	1	185						
	西4号	棧橋式	-10.0	1	185						
	西5号	棧橋式	-12.0	1	240						
	西6号	棧橋式	-12.0	1	240						
中央ふ頭東	東2号	矢板式	-7.5	1	130						
	東3号	矢板式	-10.0	1	185						
	東4号 【耐震】	矢板式	-12.0	1	240						
武豊北ふ頭	1号 【耐震】	重力式	-10.0	1	185						
	2号	重力式	-12.0	1	240						
	3号	矢板式	-7.5	1	130						

※本様式は、公共岸壁の応急復旧優先順位を決定するために用いるものとする。

### 資料13 散乱物の除去方法等

(1) 散乱物の除去方法：水域、陸域での回収、運搬方法

(1-1) 散乱物の回収、運搬の具体的な方法

- ・衣浦港務所は、建設業関係団体等に散乱物等の回収と仮置き場への運搬を指示する。
- ・建設業関係団体等は、散乱物等を回収、運搬（仮置き場を管理）する。
- ・港運業者等は、取扱貨物を回収し、貨物ヤードで保管する。

		実施者	実施方法
水域	港湾区域	衣浦港務所	○埋立浚渫協会等に漂流物・沈降物の位置情報や回収場所、作業優先順位、回収物を陸揚げする岸壁等を指示
		埋立浚渫協会等	○漂流物・沈降物を回収 <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚濁防止膜等により漂流物を囲い込み</li> <li>・起重機船、ガット船等により漂流物・沈降物を掴み揚げ</li> <li>・岸壁際の物はバックホウ等により漂流物・沈降物を掴み揚げ</li> <li>・沈降物の揚収の際、必要に応じて潜水協会に協力を依頼する</li> </ul> ○漂流物・沈降物を一時仮置き場に運搬 <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸揚げした物をダンプトラック等により一次仮置き場に運搬する</li> </ul>
		海上保安部	○人命を優先しつつ、可能な範囲で漂流物の曳航などを支援する
陸域	係留施設 臨港道路	衣浦港務所	○建設業関係団体等に散乱物の位置情報や運搬ルート、作業優先順位等を指示 ○エリアや岸壁ごとに作業を実施する業者を振り分ける
		建設業関係団体等	○散乱物を回収 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ等により散乱物を収集</li> </ul> ○散乱物を一時仮置き場に運搬 <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集物・処分貨物をダンプトラック等により一次仮置き場に運搬</li> </ul>
		港運業者	○散乱した取扱貨物を回収して保管 <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォークリフト等により散乱貨物を収集、整理</li> </ul> ○散乱貨物の取り扱いの確認と処分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主に散乱貨物の取り扱いを確認</li> <li>・処分貨物の運搬について必要に応じて建設業者に協力を依頼する</li> </ul>

■参考：漂流物の揚収方法

汚濁防止膜等による囲い込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>漂流物は、風向きにより、位置を変えるため、揚収作業が非効率になる</li> <li>汚濁防止膜等で漂流物を囲い込み、岸壁の前面や作業船の前面に集める</li> </ul>	
起重機船	<ul style="list-style-type: none"> <li>曳航式であると、引船が起重機船の前を航行し、漂流物をかき分けて進む形となり、スクリューに異常物を巻き込む恐れがあり、押航式のものを使用</li> <li>起重機船は、余り動かずに漂流物を船の前面に集めて揚収</li> <li>ガット船と比較した場合、喫水が浅いので、比較的浅い場所に配置</li> </ul>	
ガット船	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガット船は、起重機船と比較して、喫水が深いものの、自船アンカーを備え、機動性に優れ、比較的深い場所に配置</li> <li>揚収には、オレンジバケットを使用</li> </ul>	
バックホウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸壁際に原木が漂流している場合、岸壁上からフォークアタッチメント付きのバックホウで揚収</li> </ul>	

出典：非常災害時における航路啓開作業要領（国土交通省港湾局、2014.3）

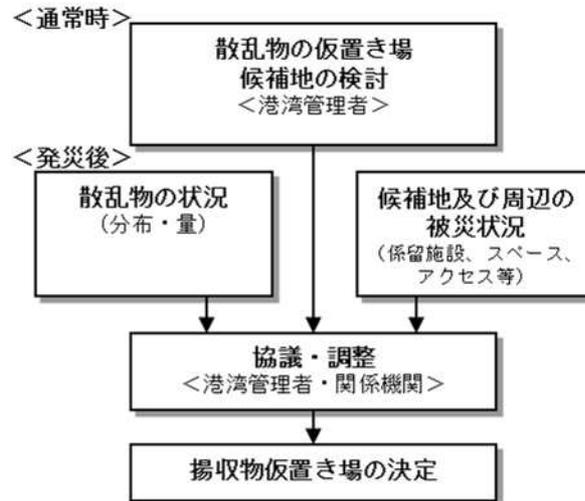
■参考：沈降物の揚収方法

起重機船	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉掛けしてクレーンで吊り上げる方法（A）、バケット等を装着して掴み揚げる方法（B）がある</li> <li>（A）玉掛けが可能な物に適用/沈降物が折り重なるなどの状況により玉掛けができない場危険な場合がある/有価物を揚収する場合、価値を減少させない方法</li> <li>（B）バケットでの掴むことが可能な物に適用/玉掛けと比較して、沈降物を破損させる可能性が大きい、迅速な揚収が可能</li> <li>ガット船と比較した場合、喫水が浅いため、比較的浅い場所に配置できる</li> <li>沈降物の重量が不明な場合、クレーンの吊上能力が大きいものを選択せざるを得ない</li> </ul>	
ガット船	<ul style="list-style-type: none"> <li>グラブ容量が4 m<sup>3</sup>のものが多く、起重機船より吊上能力で劣る</li> <li>津波により堆積した土砂、野積場から流出して岸壁前面に堆積した碎石等を撤去</li> <li>起重機船と比べて喫水が深いものの、自船アンカーを備えていて機動性に優れ、比較的深い場所に配置する</li> </ul>	
ガットバージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガット船と同様のクレーンを装備し、台船を掘り込んだ形の幅広く浅めの船倉を有しており、揚収方法は、ガット船と同様</li> <li>ガット船と比べて、喫水が浅いため、比較的浅い場所に配置できる</li> </ul>	
グラブ浚渫船	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガット船と比べてクレーン能力やバケット寸法が大きく、大きく重量があるものを掴むこと可能</li> <li>自船内に揚収物を載せておくスペースが広くなく、台船を使用する等の対応が必要</li> <li>津波により堆積した土砂、野積場から流出した岸壁前面に堆積した碎石等を撤去できる</li> <li>押航方式やスパッドを装備しているものが多く、機動性に優れる</li> </ul>	

## (2) 仮置き場の確保

### (2-1) 散乱物仮置きの手順

- ・災害発生時、航路啓開作業による揚収物は、膨大な量になると想定され、仮置き場が確保できなければ、航路啓開に着手できない。
- ・港湾管理者は、事前に候補場所を検討するとともに、発災後、速やかに仮置き場を確保する。
- ・仮置き場は、事前検討した候補地を基本に揚収場所との距離や被災状況等を勘案し、選定する。
- ・港湾管理者は、揚収物を各港の仮置き場で一時保管後、所在自治体が設置する災害廃棄物仮置き場に受け渡す。



図：散乱物の仮置き場の決定の手順

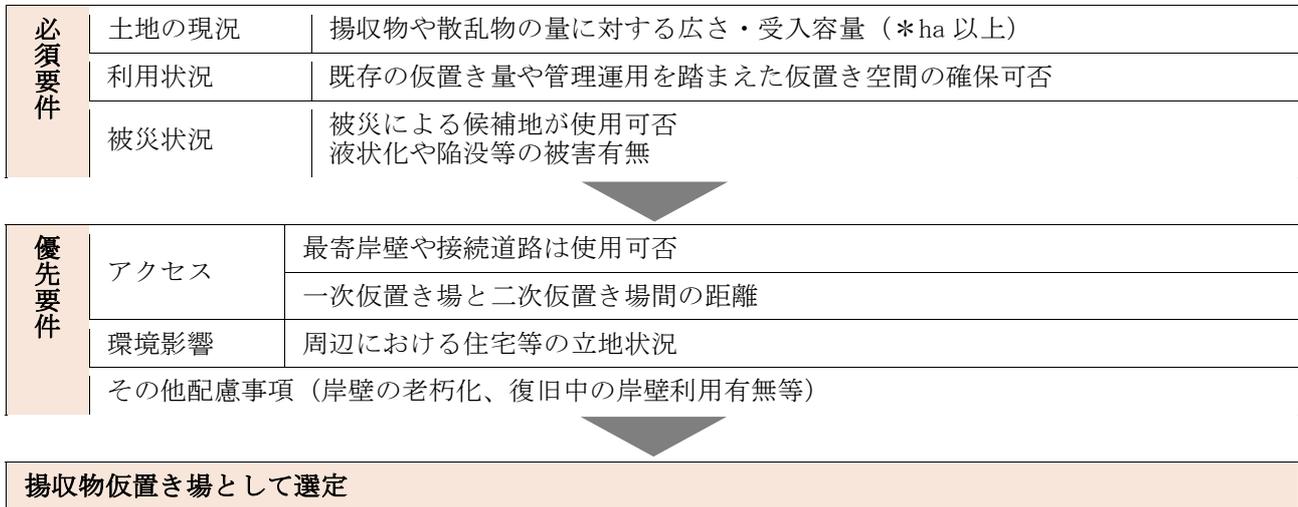


図：東日本大震災における揚収物の仮置き状況

出典：伊勢湾 BCP 協議会第 19 回作業部会資料（伊勢湾 BCP 協議会、2023. 1）

(2-2) 仮置き場選定の考え方と選定フロー

- ・仮置き場の選定には、関係者の合意を得るため、客観的な選定理由が求められる。
- ・選定にあたり、土地の現況や利用状況、被災状況（液状化や陥没）等の必須要件と、アクセス性や環境影響などの優先要件を踏まえる。
- ・さらに不足する場合の候補地として、オイルフェンスを用いた海上での保管なども検討する。
- ・仮置き場の候補地毎に土地の現況や利用状況など選定要件となる情報を事前に整理する。
- ・発災後、事前検討した候補地から揚収場所との距離や被災状況（液状化や陥没）等を勘案して選定する。



図：仮置き場の選定の考え方（イメージ）



図：揚収物仮置き場の選定フロー

(2-3) 候補地のチェックリスト等の作成

- ・仮置き場を選定する順番の設定は難しい/候補地の選定要件を事前に整理したチェックリスト、位置図を作成する。
  - ・チェックリストは、定期的に情報を更新し、仮置き容量が不足する場合に備えて、候補地の追加を検討する。
  - ・災害時、チェックリストで整理した候補地の中から、選定の考え方に従い、仮置き場を選定する。
- ※衣浦港の候補地のチェックリストについては資料9に記す。

表：揚収物仮置き場候補地のチェックリスト作成イメージ【△△地区】

選定要件等		選定の考え方など	候補地A	候補地B	候補地C	候補地D	
事前 整理 事項	所有者	土地の所有者は誰か？	○○県	○○県	○○県	○○県	
	土地の 現況	面積	広さは十分であるか？	**ha	**ha	**ha	**ha
		基盤整備	基盤の保護等が必要ではないか？	コンクリート舗装	未舗装	芝地など	芝地など
	利用 状況	利用者	民間企業ではないか？	**株式会社 **保税蔵置所	**株式会社 **土場	市民 **野球場	市民 **公園
		使用状況	仮置き空間の確保が可能か？	貨物有 (**等)	貨物有 (**等)	野球場	多目的広場
	アク セス	最寄り岸壁	最寄り岸壁はどこか、近い？	隣接**岸壁、水深10m、 延長200m	隣接**岸壁、水深 7.5m、延長150m	近接**岸壁、水深 7.5m、延長150m	最寄り岸壁無し
		接続道路	接続道路はどれか？	臨港道路**号線	臨港道路**号線	臨港道路**号線	臨港道路**号線
	環境影響		周辺に住宅等が立地していないか？	周辺に住宅無し <b>事前に記入</b>	周辺に住宅無し	周辺に住宅無し	国道**号を挟んで医療 機関、住宅地有り
その他配慮事項		上記以外で港湾管理者として配慮が 必要な事項があれば記載 発災後、被災状況を確認し、記入 ○使用可能 ▲応急復旧により一部使用可能 ×使用不可					
発災後 確認 事項	被災 状況	候補地					
		最寄り岸壁 接続道路	<b>発災後に記入</b>				
評 価		上記を踏まえ、評価する ◎優先的に選定 ○選定可能 -選定外					

(3) 仮置き場の管理：管理の体制、方法（分別方法、一次・二次仮置き場の使い分け、作業機械の確保等）/自治体処分場への搬出方法

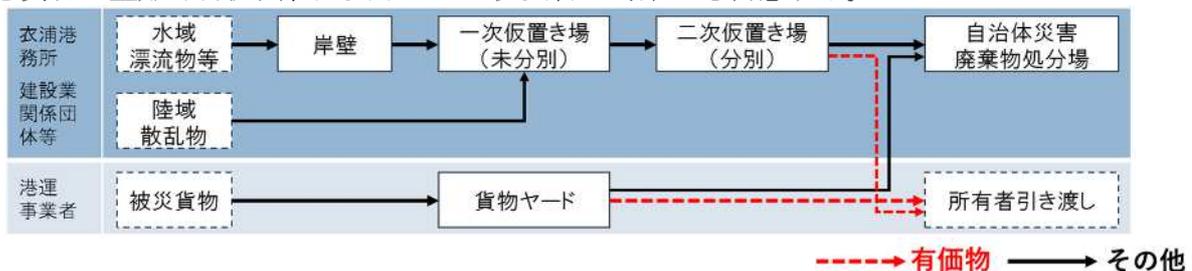
(3-1) 仮置き場の具体的な管理方法

- ・衣浦港務所は、建設業関係団体等に散乱物等の仮置き場の管理を委託する。
- ・建設業関係団体等は、仮置き場を管理、自治体の処分場へ搬出する。

	実施者	実施内容
仮置き場の 管理	衣浦港務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業関係団体等に一次仮置き場、二次仮置き場の管理を指示</li> <li>・必要に応じて、揚収物・廃棄物の具体的な分別方法について環境部局と相談する</li> <li>・分別方法や処分先（自治体処分場）について、必要な監督者や誘導員、車両、作業方法等を指示、見取り図は所有者と調整し可能な範囲で建設業関係団体に提供</li> <li>・自治体の災害廃棄物処分場への搬出を自治体と調整</li> </ul>
	建設業関係 団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾管理者の指示に従い、一次仮置き場、二次仮置き場を管理</li> <li>・一次仮置き場の飽和状況を踏まえ、散乱物を二次仮置き場に運搬</li> <li>・港湾管理者の指示に従い、自治体の災害廃棄物処分場に搬出</li> <li>・仮置き場の管理や散乱物の搬出入に必要な作業機械等を確保</li> </ul>

※外国の仮置き貨物の手続きは税関が実施する。なお、税関チェック貨物は他の貨物と混在させないように注意する。

※仮置き貨物の盗難や再流出、火災などの二次災害の対策にも留意する。



※有価物とその他貨物等の処理の流れは上記に限らず必要に応じて適切に処理する。

図：散乱物・漂流物の処理の流れ

(4) 有価物の取り扱い

(4-1) 所有者確認の手順/被災貨物の保管場所

- ・衣浦港務所は、貨物以外の有価物（車、船舶等）を保管し、所有者を確認する。
- ・港運業者は、被災貨物を自ら保管し、その取り扱いを荷主に確認する。
- ・基本的に税関が外国貨物の有価物の取扱いを荷主に確認・判断するが、仮置き場の安全確保などの状況に応じて仮置き場へ移動しても問題ない。

対象	有価物の回収・運搬	有価物の保管	所有者の確認※2
自動車	・衣浦港務所が回収、仮置き場に運搬※1	・衣浦港務所が仮置き場で保管※1	・衣浦港務所が市と連携して車両ナンバーから所有者に連絡
船舶	同上	・衣浦港務所が仮置き場で保管、漁業組合やマリーナ管理者等に連絡※1	・漁業組合、マリーナ管理者等が登録情報等に基づき、所有者に連絡
漁具・漁網	同上	・衣浦港務所が仮置き場で保管、漁業組合に連絡※1	・漁業組合が所有者に連絡
貨物	・港運事業者が回収・運搬	・港運事業者が貨物ヤードで自ら保管	—

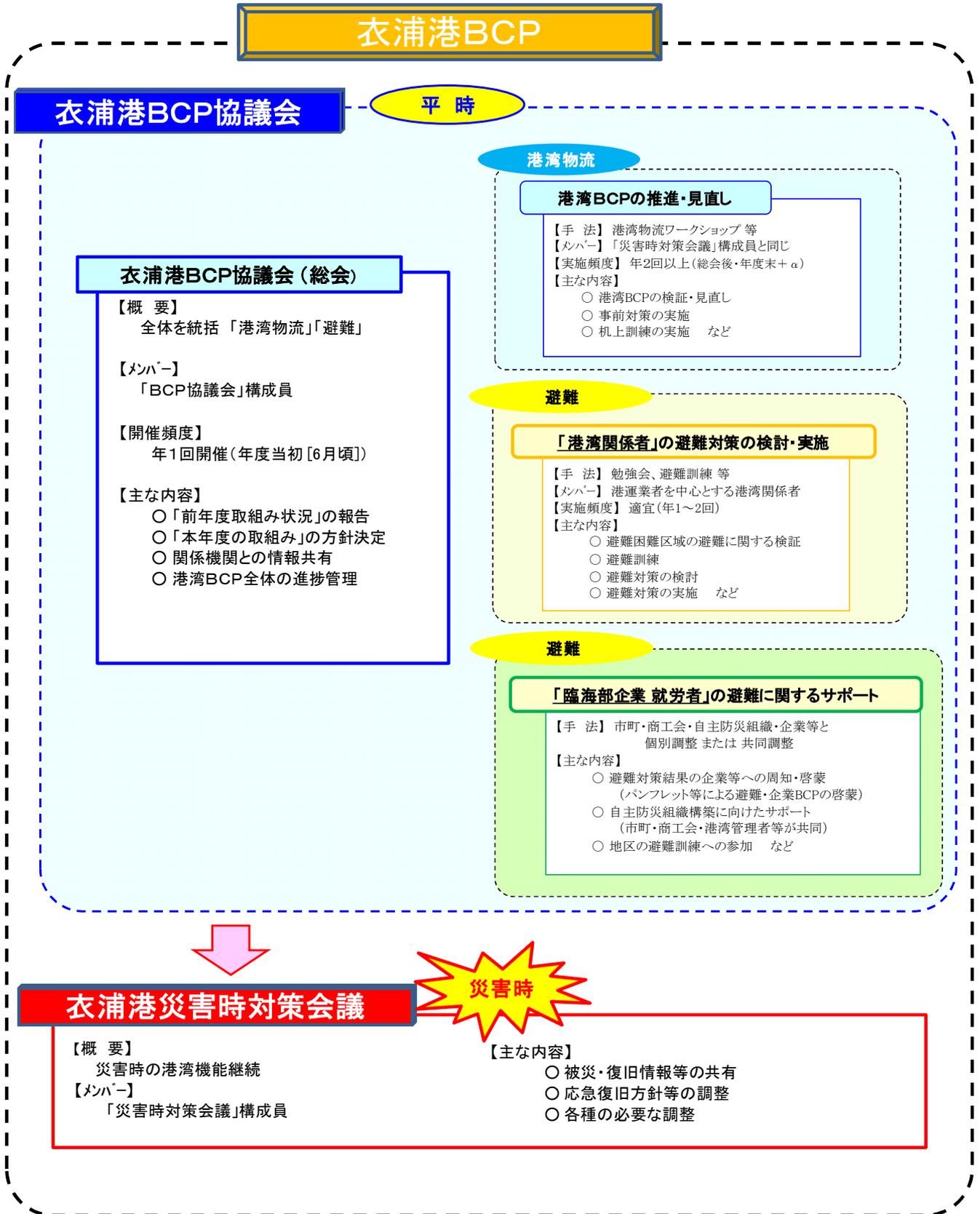
※1：建設業関係団体等に委託

※2：所有権放棄、所有者特定不能の場合、処分（引取業者に引き渡し）



図：車両の仮置き状況と貨物の保管状況

衣浦港 BCP 協議会推進体制



## 資料15 衣浦港 BCP 協議会規約

### 衣浦港 BCP 協議会規約

(名称)

#### 第1条

本協議会は、「衣浦港BCP協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

(目的)

#### 第2条

協議会は、衣浦港において「地震・津波」、「高潮」による災害に備えて策定した「衣浦港BCP(港湾機能継続計画)」について、継続的な議論や訓練等により、実効性の高い計画への改善・見直しや事前対策の推進等を行うことを目的とする。

(業務)

#### 第3条

協議会は、目的を達成するため、以下の業務を行う。

(平常時)

- ① 関係機関における衣浦港BCPの内容の共有
- ② 衣浦港BCPの改善・見直し
- ③ 事前対策の推進・進捗管理
- ④ 災害対応訓練の実施
- ⑤ 津波・高潮避難訓練の実施
- ⑥ その他衣浦港BCPの推進・改善に必要な事項

2 前項の業務に係る個別の課題について、構成員等(構成員以外の者も含む)が随時開催するワーキングや勉強会において取り組むものとする。

(構成員)

#### 第4条

協議会は、別紙に掲げる衣浦港に関連する行政機関、衣浦港を利用する民間企業、団体等で構成する。ただし、必要に応じて別紙以外の関係機関、団体等を追加することができる。

(会長)

#### 第5条

協議会に会長をおく

- ① 会長は、愛知県衣浦港務所長をもって充てる。
- ② 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

(事務局)

#### 第6条

協議会の事務局は、愛知県衣浦港務所総務課内におく。

(会議の開催)

第7条

- ① 協議会は、原則として毎年度6月に開催する。
- ② 協議会は、会長が必要に応じて招集することができる。
- ③ 会長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第8条

大規模災害時(地震、津波、高潮、重大事故)は、発生後に「衣浦港災害時対策会議」を愛知県衣浦港務所内に設置し、情報共有、各種対応に向けた調整を行うものとする。

(規約の改正)

第9条

この規約は、必要に応じて改正でき、会員の承認をもって適用される。

(雑則)

第10条

この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

附則

この規約は、2015年(平成27年)3月20日から施行する。

資料16 衣浦港BCP協議会 構成員一覧

表 衣浦港 BCP 協議会構成員一覧

	機関名
港湾関係者	衣浦港運協会（半田港運株）
	衣浦港運協会（愛知海運株半田支店）
	衣浦港運協会（日本通運株半田支店）
	衣浦港船舶代理店会（半田港運株）
	衣浦ポートサービス株
	伊勢三河湾水先区水先人会
	衣浦港三河港船舶保安情報センター（株東洋信号通信社）
建設業関係	（一社）日本埋立浚渫協会中部支部
	（一社）愛知県建設業協会
	愛知県港湾空港建設協会（石橋建設興業株）
商工会議所 （臨海部企業）	半田商工会議所
	碧南商工会議所
	高浜市商工会
	衣浦地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（AGC株愛知工場）
地元市町	半田市 総務部 防災安全課
	半田市 建設部 都市計画課
	碧南市 市民協働部 防災課
	碧南市 建設部 土木港湾課
	高浜市 都市政策部 防災防犯グループ
	武豊町 総務部 防災交通課
海上保安庁	海上保安庁 第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 衣浦海上保安署
道路・鉄道 管理者	愛知県 知多建設事務所
	愛知県 知立建設事務所
	愛知県道路公社 事業部 事業課 道路管制室
	愛知道路コンセッション株 道路運用部
	衣浦臨海鉄道株
行政	国土交通省 中部運輸局 海事振興部
	国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所
	財務省 名古屋税関 豊橋税関支署 衣浦出張所
	愛知県 災害対策課
事務局	愛知県 港湾課
	愛知県 衣浦港務所

令和6年6月1日現在